

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項及び青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第5管理期間）第4の3の（1）に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和元年12月10日
青森県知事 三村申吾

記

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ
- 2 管理期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 知事管理量に対する採捕の数量の割合（11月末日現在）
〔 30キログラム未満の小型魚 84.0%
（採捕の数量242.9トン／知事管理量289.2トン） 〕
- 4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期
未定（漁場形成等が例年異なり、推定することが困難であるため）